

令和4年度 医療安全に関するワークショップ実施要領

1 目的

医療安全対策に関する知識の修得、討議等を行うことにより、医療機関の管理者や安全管理者等の資質向上を図り、もって医療の安全性の向上を図る。

2 実施方法

医療安全対策に関する知識の修得等を行うため、グループワーク形式で実施する。

3 開催日

令和4年11月18日（金）

4 開催方法

WEBを用いた討議形式

5 主催者

厚生労働省四国厚生支局

6 後援

次の団体及び県に対して後援を依頼する予定

四国4県の医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、四国4県

7 プログラム

別紙のとおり

8 対象者

(1) 四国4県の医療機関において、医療安全管理体制の中心的な役割を担う以下の者

① 管理者（医療機関における管理者）

② 医療安全管理者（医療機関全体の安全管理を担当する実務者。専任、兼任は問わない。）

(2) 四国4県、保健所設置市において、医療安全に関わっている者

（ただし、(1) の者を優先する。）

9 開催規模

募集定員は40名程度とする。（各県10名程度×4県分）

10 受講者の決定

- (1) 四国厚生支局長は、各県知事より推薦のあった者について、9の開催規模を勘案して受講者を決定し、当該県知事に通知する。
- (2) 各県知事は、当該受講者に対して必要な事項を通知する。

11 受講証明書

- (1) 希望する者には、受講証明書を発行する。
※当ワークショップは、診療報酬制度の医療安全対策加算に係る「医療安全対策に係る適切な研修」に該当しない。
- (2) 受講証明書の発行要件は、10の受講者決定通知を受けた者で、当ワークショップに参加した者とする。なお、遅刻、途中欠席した者については原則証明しない。
- (3) 受講証明書は、受講者の申請により発行する。なお、受講証明書の再発行は行わない。

12 経費

医療安全ワークショップ開催に要する費用は主催者の負担とし、受講に係る通信費等については受講者の負担とする。

13 注意事項

本ワークショップの録画・録音・撮影、スクリーンショットやダウンロード及び資料等の無断転用は禁止する。